

蒲郡市通学路安全対策連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 児童生徒が安全に通学できるよう、蒲郡市における通学路の安全確保に向けた取組について、関係機関が連携するため、蒲郡市通学路安全対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「通学路」とは、児童生徒が通学のため通常使用する経路として校長が指定した道路区間をいう。

(所掌事項)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 蒲郡市通学路交通安全プログラムの策定及び見直しに関する事項
- (2) 通学路の危険箇所の把握に関する事項
- (3) 通学路の安全対策の検討、実施及び改善に関する事項
- (4) 通学路の合同点検の実施に関する事項
- (5) その他協議会が必要と認める事項

(組織等)

第4条 協議会は、会長1名、副会長1名及び委員で組織する。

- 2 会長は、蒲郡市教育委員会学校教育課長をもって充て、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、蒲郡市建設部道路建設課長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表に掲げる所属において選任された者とする。
- 5 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(書面開催)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって会議の開催に代える

ことができる。

(1) 地震、風水害又は感染症への対応等により、会議の開催が困難であるとき。

(2) 至急の対応が必要であり、会議を開催する余裕がないとき。

2 会長は、前項の規定により書面による会議の開催を行ったときは、次の会議においてその内容を報告するものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、蒲郡市教育委員会学校教育課及び蒲郡市建設部道路建設課交通安全プログラム推進室において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

関係機関等	所属
愛知県	東三河建設事務所道路維持課
	東三河建設事務所道路整備課
愛知県警察	蒲郡警察署交通課
蒲郡市	市民生活部交通防犯課
	建設部土木管理課
	建設部道路建設課（交通安全プログラム推進室を除く。）
	建設部道路建設課交通安全プログラム推進室
	教育委員会学校教育課
学校関係	校長会交通安全部会
	交通安全主任
	交通指導員